

2023年度強化指定選手選考規程

一般社団法人日本パラバドミントン連盟
強化委員会

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラバドミントン連盟（以下、本連盟という）の強化指定選手選考基準を明確で、透明性のあるものにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本連盟の会員に適用する。

(選考基準)

第3条 選考に当たっては、BWF パラバドミントンクラシフィケーションマスターリスト登録者及び登録予定者で、パリ 2024 パラリンピックでのメダル獲得を主眼とし、強化戦略プランにおける国際競技力向上のラストスパート期において以下の条件を満たしたもの。

(選考条件)

第4条 選考に当たっては以下を条件とし、強化指定選手の認定は強化委員会内において、厳正に審査し決定する。

- 1) 2022年第8回日本障がい者バドミントン選手権大会登録したもの。
- 2) 連盟の指定する強化事業にすべて参加できるもの。
- 3) 強化指定選手として礼節と規律を遵守し、日本代表となり得るもの。

(選考方法)

第5条 1) WH1、WH2、SL3、SL4、SU5、SH6 クラスで国際大会のグレード2 レベル1に出場可能なもの。

- 2) 国際大会及び国内大会において将来性、フィジカル、適正、過去の成績等を総合的に評価されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの。
- 3) クラス強化と国際競争力維持のために選出されたもので、強化委員会の推薦を受け、理事会の承認を受けたもの。

(認定期間)

第6条 強化指定選手の認定期間は、2023年4月1日から2024年3月31日までとする。

(強化指定選手の発表及び通知)

第7条 強化指定選手の発表及び通知は、以下の通りとする。

- 1) 本連盟のホームページ上の発表
- 2) 認定者への紙面による認定通知書の郵送

(強化指定選手の途中選考)

第8条 年度途中において、強化委員会が推薦し、理事会の承認により、強化指定選手の追加が出来るものとする。尚、追加の際は、別途、選考基準、選考方法を設けるものとする。

(不服申立)

第9条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

附 則

1. この規程は、2022年12月1日から施行する。